

能 美 市

町会・町内会災害対応マニュアル

主管課：総務部危機管理課

(令和8年9月)

目次

第1章 目的

- 1-1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 活動にあたっての基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 市との連携

- 2-1 災害対策本部との連携（別紙1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2-2 町会・町内会長への連絡の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2-3 情報伝達の手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 災害種別ごとの対応（別紙2）

- 3-1 地震発生時（震度5弱以上で行政から連絡）・・・・・・・・・・・・ 2
- 3-2 津波発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3-3 大雨・河川氾濫・土砂災害（警戒レベル3以上で行政から連絡）・・・・ 4

第4章 避難行動要支援者への対応

- 4-1 避難行動要支援者名簿の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4-2 個別避難計画の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第5章 避難所の運営

- 5-1 避難所の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5-2 地域避難所の開設・運営（発災から数日）・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5-3 指定避難所への移行・運営支援（発災から数日後）・・・・・・・・・・ 6

第6章 防災士の役割

- 6-1 防災士の概要と地域における位置付け・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 6-2 能美市防災士連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第7章 平時の備え

- 7-1 備蓄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7-2 家庭備蓄（ローリングストック法）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7-3 町会・町内会で備える防災資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7-4 補助制度の概要（別紙3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7-5 市の備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

添付資料一覧

- 別紙1（災害対策本部の体系図）
- 別紙2（各災害時の情報伝達フローチャート、災害別タイムライン）
- 別紙3（能美市自主防災組織補助金、能美市自衛消防団補助金）

第1章 目的

1-1 はじめに

近年、地震・大雨・土砂災害など、各地で大規模な自然災害が相次いでいます。こうした災害が発生した際、行政と町会・町内会が連携しながら住民への情報伝達・安否確認・避難誘導・避難所の運営や運営支援などを担うことが、地域全体の被害を最小限に抑えるうえで非常に重要となります。

本マニュアルは、災害発生時における町会・町内会の迅速かつ適切な行動を支援することを目的として、能美市災害対策本部との連携体制および各災害種別における町会・町内会の役割・行動手順をまとめたものです。

1-2 活動にあたっての基本姿勢

災害時の活動にあたっては、**まず自身と家族の安全を確保することが最優先**です。自身が危険な状況にある中での活動は、二次災害につながるおそれがあることから、自身と家族の安全が確保できた後に、**無理のない範囲**で地域の支援活動を実施してください。

また、特に支援の必要な高齢者や障がいのある人など、自力での避難が困難な避難行動要支援者に十分配慮してできることに取り組んでください。

第2章 市との連携

2-1 災害対策本部との連携

災害が発生または発生するおそれがあるときには、市長を本部長とし、総務対策部・広報対策部・健康福祉対策部などの複数の対策部で構成される災害対策本部が設置され、市全体の災害対応を統括します。（別紙1 市災害対策本部体制図参照）

町会・町内会は、この市災害対策本部と連携しながら地域の対応にあたってください。具体的には、市から避難情報や災害支援情報が伝達された場合には、町会・町内会長は**町会関係者へ速やかに情報共有するとともに、地域の被害状況や安否情報を市へ報告**してください。この双方向の情報共有が、円滑な災害対応の鍵となります。

※ 市災害対策本部連絡先

危機管理課 0761-58-2201（電話回線が混線し繋がらない場合は、0761-58-1111）

2-2 町会・町内会長への連絡の流れ

災害時、市災害対策本部（総務班・広報班）から**町会・町内会長へ電話または Nomi メールで直接、連絡**が入ります。町会・町内会長は、受け取った情報を速やかに町民へ伝達してください。

2-3 情報伝達の手段

市からの情報は以下の手段で町会・町内会長、市民へ提供します。

連絡手段	内容
電話（総務班から直接連絡）	避難情報・安否確認
Nomiメール	避難情報・注意喚起
防災行政無線（戸別・屋外）	避難情報・注意喚起
LINE公式アカウント等SNS	避難情報・危険個所情報
市ホームページ	各種災害情報
広報車による広報	避難情報・危険個所情報

※ 町会・町内会長への直接的な連絡は電話と Nomi メールです。

第3章 災害種別ごとの対応

災害には、地震・風水害・土砂災害など様々な種類があり、それぞれに応じた対応が求められます。本章では、災害の種別ごとに町会・町内会として取るべき行動と対応を例示いたします。なお、災害時の対応は、町会・町内会ごとの地域事情にあわせて災害時の行動手順を話し合い、災害発生時に備えてください。

各災害発生時の町会・町内会、市の詳細な行動例は災害種別ごとのフローチャートおよびタイムライン（別紙2参照）を確認してください。

3-1 地震発生時（震度5弱以上で行政から連絡）

町会・町内会長への連絡は、能美市において**震度5弱以上の地震が発生した場合**に実施します。震度4以下の場合でも、状況に応じて安否確認や地域避難所を開設するなど町会・町内会ごとのルール（マニュアル）に基づいて行動してください。

各フェーズごとの町会・町内会の行動

フェーズ	町会・町内会の行動
発生直後	・自身、家族の安全確保（最優先） ・使用火気の消火 ・要支援者を優先に避難誘導 ・可能な範囲で初期消火、応急救護
数時間～1日後	・地域避難所の開設、運営 ・開設後、危機管理課へ連絡(0761-58-2201) ・要支援者を優先に安否確認 ・行政への情報提供
数日後	・指定避難所への避難者集約、運営支援 ・物資の配分、需要把握 ・炊き出し等の支援 ・ボランティアニーズの把握、集約

注：能美市において震度5弱以下でも必要に応じて連絡する場合があります。

3-2 津波発生時の対応

津波警報、大津波警報が発表された場合、市から町会・町内会長へ避難指示発令等の連絡を行います。

避難指示が発令された場合は、町民に対し、高台等への避難を促す声掛けを行ってください。避難は徒歩による避難を原則に地域の実情を踏まえつつ、津波避難ビル等を活用してください。また、津波は繰り返し押し寄せることがあるため、警報が解除されるまで絶対に海岸や低地へ戻らないことも併せて伝達してください。

避難指示発令対象地区

種類	避難指示発令対象地区
大津波警報	根上地区全域
津波警報	吉原釜屋町、大浜町、浜町、中町、道林町、山口町

津波避難ビル

施設名称	所在地	階数	避難場所
能美市立病院	大浜町ノ85番地	4	居室、廊下、屋上
浜小学校	中町カ14番地	3	屋上、教室
根上中学校	浜町ワ60番地	3	屋上、教室
市営根上白山住宅	浜開発町甲91番地1	4	踊り場、廊下
市営根上はまなす住宅	大浜町マ79番地1	4	踊り場、廊下
特定公共賃貸住宅ファミール大浜	大浜町井65番地3	3	踊り場、廊下

津波避難タワー

施設名称	所在地	海拔
根上南部保育園	道林町寅10番地	15.0m

津波避難場所

施設名称	所在地	海拔
吉原釜屋跨線橋	吉原釜屋町	13.2m
根上松・源平古戦場跡	根上町	10.8m

3-3 大雨・河川氾濫・土砂災害（警戒レベル3以上で行政から連絡）

行政からの町会・町内会長への連絡は、**警戒レベル3**から実施します。ただし、台風など事前に把握できる気象情報については、警戒レベルを問わず注意喚起のための情報提供を行います。行政からの連絡がない場合でも、状況に応じて高齢者等への避難の呼びかけや地域避難所の開設など町会・町内会ごとのルール（マニュアル）に基づいて行動してください。令和8年5月から運用を開始したの新しい防災気象情報を参照してください。

警戒レベルごとの町会・町内会の行動

警戒レベル	町会・町内会の行動
レベル2（注意報）	・ 気象情報の確認 ・ 避難所、避難ルートの確認 ・ 避難行動要支援者の確認
レベル3（警報）	・ 高齢者等への早めの避難声掛け ・ 地域避難所の開設（高齢者等避難指示発令時） ・ 行政からの情報を町民へ伝達
レベル4（危険警報）	・ 自身、家族の避難（安全確保優先） ・ 避難指示対象地区の住民へ伝達・誘導 ・ 可能な範囲で安否確認 ・ 地域避難所の運営
レベル5（特別警報）	・ 地域避難所の運営 ・ 安否確認継続（要支援者優先） ・ 行政への情報提供

	河川氾濫 対象：手取川、樺川	大雨 低地の浸水 手取川、樺川以外の河川	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打ち上げによる浸水
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
＜ 警戒レベル4までに必ず避難 ＞				
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

気象防災速報（記録的短時間大雨）・・・数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間大雨の際に発表。
 気象防災速報（線状降水帯発生）・・・線状の降水帯により非常に激しい雨が同じような場所で降り続いている場合に発表。
 気象防災速報（線状降水帯直前予測）・・・3時間以内に線状降水帯の発生が予測された場合に発表。
 気象防災速報（短時間大雪）・・・短時間大雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まる場合に発表。
 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）・・・竜巻等の激しい突風が発生する可能性が高まっている場合に発表。

第4章 避難行動要支援者への対応

4-1 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿には、自力での避難が困難な方々の情報が登録されています。名簿は町会・町内会長のタブレットで閲覧でき、災害時にタブレットが使用できなくなった場合に備えて毎年配付している紙ファイルでも確認することができます。災害時には、この名簿をもとに優先的に安否確認・避難支援を行ってください。

「能美市地域防災計画」に定められた「避難行動要支援者」の対象

- 75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、要支援者1・2及び要介護1・2の認定を受けている人
- 要介護3以上の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている人
- 療育手帳Aの交付を受けている人
- 精神保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人
- 難病患者
- 上記以外で自主防災組織等が支援の必要を認めた人

4-2 個別避難計画の活用

個別避難計画は、避難行動要支援者の名簿に登録されている一人ひとりについて「誰と」「どこに」避難するかを定めた計画です。

災害時には、この個別避難計画に基づき、あらかじめ決められた避難支援者と連携しながら、対象者を安全に避難所へ誘導してください。

第5章 避難所の運営

5-1 避難所の運営

災害発生時には、**地域の公民館を地域避難所として開設**し、その後、避難者に落ち着きが見られたら指定避難所へ避難者を集約する流れで避難所の運営にあたってください。発災初期から避難所集約後までは、町会・町内会長が中心的な役割を担うため、平時から地域の防災士が有する知識や技能を積極的に活用し、円滑な避難所運営を行ってください。

5-2 地域避難所の開設・運営（発災から数日）

地域避難所を開設した場合、**町会・町内会長が中心となって地域避難所の運営**を行ってください。開設後は速やかに危機管理課（0761-58-2201 電話回線が混線し繋がらない場合は、0761-58-1111）へ連絡し、開設情報を共有してください。

避難者の受け入れにあたっては、要支援者への配慮を忘れずに避難者が安心して過ごせる環境づくりに努めてください。

5-3 指定避難所への移行・運営支援（発災から数日後）注：避難が長期化する場合

発災初期の指定避難所運営は、市職員が常駐し、災害対策本部と連絡を取り合いながら指定避難所を運営します。その後、住民に落ち着きが見られるようになったら、避難者を指定避難所に集約し、町会・町内会長を中心とした自主運営へ移行します。

移行後は、物資の配分・需要の把握、炊き出し等の給食・給水活動の支援、ボランティア活動のニーズ集約、安否確認情報などを市と共有してください。

避難所の運営体制移行時期

時 期	避難種別	運営主体
発災～数日	地域避難所	町会・町内会長が運営、開設後は危機管理課へ連絡
	指定避難所	市職員が運営
発災から終日後	地域避難所	指定避難所に避難者を集約し、閉鎖
	指定避難所	市職員から町会・町内会長中心の自主運営に移行

指定避難所一覧

地 区	施 設 名 称	所 在 地	収容可能面積	避難可能人数
根上	福岡小学校	福岡町へ35番地	914㎡	304人
根上	根上総合文化会館	大成町又118番地	210㎡	70人
根上	根上中央児童館	中町子88番地	930㎡	307人
根上	浜小学校	中町力14番地	1,606㎡	534人
根上	根上中学校	浜町フ60番地	1,335㎡	444人
根上	根上勤労者体育センター	浜町ヨ15番地3	834㎡	278人
寺井	寺井中学校	寺井町ラ161番地	962㎡	320人
寺井	寺井小学校	寺井町ヨ60番地	679㎡	226人
寺井	寺井体育館	寺井町ヨ150番地	1,177㎡	392人
寺井	寺井地区公民館	寺井町ヨ47番地	1,205㎡	396人
寺井	泉台スポーツセンター	泉台町東11番地	700㎡	233人
寺井	湯野小学校	湯谷町へ3076番地	750㎡	250人
寺井	湯野児童館	佐野町ラ70番地	798㎡	264人
寺井	栗生小学校	栗生町口45番地	653㎡	217人
寺井	石川県立寺井高等学校	吉光町ト90番地	1,656㎡	551人
辰口	道の駅「しらやまさん」	和佐谷町200番地	104㎡	34人
辰口	北陸先端科学技術大学院大学体育館	旭台1丁目35番地	1,007㎡	335人
辰口	宮竹小学校	宮竹町イ153番地	741㎡	274人
辰口	岩内体育館	岩内町イ164番地1	1,254㎡	418人
辰口	物見山総合体育館	辰口町リ1番地	2,407㎡	801人
辰口	辰口福祉会館	辰口町又10番地	1,205㎡	401人
辰口	辰口中学校	辰口町129番地	898㎡	299人
辰口	辰口中央小学校	辰口町735番地	838㎡	279人
辰口	緑が丘コミュニティセンター	緑が丘9丁目1番地	609㎡	202人
辰口	和気小学校	和気町イ140番地	780㎡	260人

第6章 防災士の役割

6-1 防災士の概要と地域における位置付け

防災士は、日本防災士機構が認定する防災に関する専門的な知識・技能を有する人材です。地域に在籍している防災士には、避難所運営をはじめとする災害対応において中心的な役割を担っていただくことが期待されます。平時から防災士とともに自主防災組織の活性化を図り、地域が一体となって行動できる体制を整えておくことが重要になります。

防災士の役割

場 面	主な役割・活動内容
平 時	自主防災組織における防災リーダーとして活動
	防災訓練の企画・運営
	地域避難所の開設・運営訓練の企画・運営
	住民への防災啓発活動（備蓄・ハザードマップ・マイタイムライン等）
災害時	初期消火、避難誘導、安否確認
	避難所運営サポート
	ボランティア活動
	町会・町内会長の補佐

※上記を参考に、各町会・町内会で防災士の役割を定めてください。

6-2 能美市防災士連絡協議会

能美市防災士連絡協議会は、防災の専門知識を持つ市内の防災士が集まり、地域防災力の向上を目的として活動しています。

本協議会では、地域住民に対する防災知識の普及や意識啓発に継続的に取り組み、定期的な研修会や講習会を通じ、一人ひとりの専門性を高めるとともに、防災イベントへの参加や町会・町内会への働きかけを行うことで子どもから高齢者まで幅広い世代に防災の大切さを伝えています。

防災訓練の企画や防災に関する勉強会の開催など、自主防災組織の防災活動に積極的に関わることで地域全体の防災意識を高め、誰一人取り残さない防災体制づくりに向けて取り組んでいますので、自主防災組織活動を実施される際には本協議会の活用を検討ください。

連絡先：能美市防災士連絡協議会事務局（危機管理課）0761-58-2201

第7章 平時の備え

7-1 備蓄について

災害が発生した直後、道路の寸断や通信障害により、公助（市による支援）による支援物資が届くまでには一定の時間を要する可能性があります。そのため、発災から数日間（最低3日分／人、推奨7日分／人）は**各家庭の備蓄が重要**な役割を果たします。

家庭、町会・町内会、市が一体となって備えを整えることが、地域全体の安全につながります。

7-2 家庭備蓄（ローリングストック法）

災害に備えた家庭備蓄は、最低でも3日分／人、推奨は7日分／人とされています。備蓄の方法は、「**ローリングストック法**」が効果的です。この「ローリングストック法」は、日常的に食べている食品を少し多めに買い置きし、食べた分だけ買い足すことで、常に一定量の食料が家庭に備蓄されている状態を維持する方法です。

家庭備蓄のまとめ

項 目	内 容
備蓄量の目安	最低3日分／人、推奨7日分／人
ローリングストック法	日常食品を多めに買い置きし、食べた分だけ買い足す
メリット	特別な非常食が不要、食品のムダが出にくい
備蓄品目（食料・水）	飲料水、米・パン・麺類などの主食、缶詰・レトルト食品など
備蓄品目（その他）	カセットコンロ・ボンベ、携帯トイレ、救急セットなど

7-3 町会・町内会で備える防災資機材

災害発生時に地域で迅速に対応するためには、町会・町内会が防災資機材をあらかじめ整備しておくことが不可欠です。消火用具・救出用具・救護用具・避難用具・給食給水用具・水防用具など、各場面に応じた資機材を備えておくことで、発災直後の初動対応を円滑に進めることができます。

防災資機材（例）

種 別	備えておく防災資機材の例
消火器具	消火器、バケツ、防火砂袋など
救出用具	バール、のこぎり、ジャッキ、スコップなど
救護用具	担架、救急セット、毛布など
避難用具	メガホン、懐中電灯、ロープなど
給食給水用具	炊き出し用鍋、カセットコンロ・ボンベ、給水タンクなど
水防用具	土のう袋（水のう含む）、スコップ、防水シートなど

※ 水、食料は市の備蓄から提供します。

7-4 補助制度の概要

資機材の整備や防災倉庫の整備には、能美市自主防災組織補助金制度を積極的に活用し、地域防災力の向上に努めてください。

補助金制度

補助金名	問い合わせ先
能美市自主防災組織補助金	総務部危機管理課 0761-58-2201
能美市自衛消防団補助金	

※ 各種補助金制度の詳細は、別添の補助金制度内容を参照してください。

7-5 市の備蓄

市では、災害発生時に一度に使用できなくならないように市内23箇所（小中学校コンテナ11、市役所等公共施設内12）に備蓄保管場所を分散し、飲料水・食料・生活用品等を備蓄しています。市の備蓄品は、発災後に指定避難所等を通じて避難者へ提供されますが、発災直後は、配送に時間を要する場合があるため、市の備蓄品のみに頼ることがないように家庭備蓄の普及啓発を行ってください。

市の備蓄品（例）

備蓄品目	内 容
食料・飲料水	非常食、飲料水など
生活用品	携帯トイレ、毛布、エアマット、生理用品、オムツなど
避難所用資機材	仮設トイレ、段ボールベッド、パーティション、発電機、扇風機など

※ 備蓄品の詳細については、能美市総務部危機管理課へお問い合わせください。